

## 指定水域における水環境改善の必要性及び対策の在り方について（骨子案）

## 1. 指定水域における水環境の現状と改善の必要性

- 指定水域では、全般的には有機汚濁の濃度レベルは低下してきているが、湾奥等一部水域に汚濁が偏在し貧酸素水塊の発生等の問題がある。
- 窒素及びりんについては、第5次水質総量削減において、指定項目に追加され削減が図られてきたところであり、環境基準の達成率は全ての指定水域において高い水準を確保。また、窒素及びりんは植物プランクトン等を基盤とする生態系の維持に必要な栄養成分であるが、水域によっては栄養塩類濃度が低いことによる水産資源への影響が懸念されている。
- CODについては環境基準の達成率は依然として低い水域が多い。これには様々な要因が関わっていると考えられるが、原因が明らかになっていないのが現状。
- なお、気候変動の影響等も相まって規制導入時とは水環境の状況が異なることが指摘されている。
- 平成28年には生物の生息等に対する直接的な影響を判断できる指標である底層DOの環境基準が新たに定められたところ。今後、更に知見を充実させるとともに、指定水域全体の水質を対象とした汚濁負荷の総量の規制から、生物の生息環境も併せた水環境管理の視点の検討が必要。

## (1) 東京湾

- 窒素及びりんの環境基準達成率は向上したものの、引き続き、CODの濃度レベルは横ばいである。また、大規模な貧酸素水塊も発生し、底層環境には明確な改善の傾向が見られない。

⇒（現状を踏まえ、今後の方向性について記載）

## (2) 伊勢湾

- 窒素及びりんの環境基準達成率は向上したものの、引き続き、CODの濃度レベルは横ばいである。また、大規模な貧酸素水塊も発生し、底層環境には明確な改善の傾向が見られない。

⇒（現状を踏まえ、今後の方向性について記載）

## (3) 大阪湾

- 窒素及びりんは、環境基準が達成された状況が続いており、CODの濃度レベルはやや低下傾向が見られる。引き続き、湾奥部において大規模な貧酸素水塊が発生している一方で、底質や底生生物の生息状況が改善するなど底層環境の改善傾向が見られる。

⇒（現状を踏まえ、今後の方向性について記載）

#### （４）大阪湾を除く瀬戸内海

- 第6次より、各項目ともその時点のレベル以上の削減は求めているものの、窒素及びりん的环境基準は、ほぼ達成された状況が続いており、CODの濃度レベルもこれまでの水準が維持されている。

⇒（現状を踏まえ、今後の方向性について記載）

## 2. 対策の在り方

- これまで8次にわたる水質総量削減において、陸域からの汚濁負荷の削減を始めとした取組により、水環境の改善が進められてきた。全般的な水質は改善されたものの、湾奥等局所的に水質汚濁が依然問題となる水域もある。また、近年では、栄養塩類の不足による水産資源などへの影響が指摘されている状況が発生。
- 瀬戸内海については、令和2年3月の中央環境審議会答申において、湾・灘ごと、更には特定の水域ごとの実情に応じた対策が必要とされ、また、地域の合意による栄養塩類の管理の手続きのルール化が一つの方策として示されたところ。

### （１）汚濁負荷削減対策及びその他の対策

#### ① 東京湾

第9次水質総量削減における削減目標量の設定に当たって、従来の工場・事業場の排水対策など各種施策を継続して実施しながら、特に生活排水対策に力点を置いて、効率的に汚濁負荷量を削減。

#### ② 伊勢湾

第9次水質総量削減における削減目標量の設定に当たって、従来の工場・事業場の排水対策など各種施策を継続して実施しながら、生活排水対策に力点を置いて、効率的に汚濁負荷量を削減。

#### ③ 大阪湾

生活排水対策及び従来の工場・事業場の排水対策など各種施策の継続実施が必要。湾奥など一部の水域において貧酸素水塊などの問題が発生しているが、これに対する汚濁負荷削減による改善効果は限定的であることから、その他の対策を局所的に講じることが妥当。

#### ④ 大阪湾を除く瀬戸内海

従来の工場・事業場の排水対策など各種施策の継続実施が必要。また、生物多様性・生物生産性の確保の重要性に鑑み、地域における水域利用の実情を踏

まえ、必要に応じ、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の水域ごとのきめ細やかな水質管理を行うことが妥当。

#### ⑤ 全ての指定水域

藻場・干潟の保全・再生等を通じた水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性に鑑み、地域の実情を踏まえた各種取組の確実な推進が必要。とりわけ、湾奥部における栄養塩類の偏在等、局所的な問題に対しては、個々の場の特性も考慮した、局所的対策を講じることが有効。

### (2) 目標年度

- 第9次水質総量削減の目標年度は、令和6年度とすることが適当。

### 3. 今後の課題

第9次水質総量削減の実施に併せて、関係機関及び関係者が連携して取り組むべき主な課題を以下に示す。

- 調査研究の推進等
  - 気候変動の影響
  - 赤潮・貧酸素水塊の発生に影響を与える要因・発生状況の変化
  - 底質・底生生物に係る状況の調査（特に東京湾・伊勢湾は知見が不足）
  - 洪水時を含む陸域からのより正確な負荷量の把握
  - 水環境の総合的な評価の在り方（特に有機汚濁関連）
  - 藻場・干潟を含む水環境に関する各種モニタリングの継続実施
- 将来的な指定水域及び指定地域の縮小・解除に向け考え方を整理・検討
- 水域利用の現状を踏まえた、必要に応じた環境基準の類型指定の見直しに係る検討
- 情報発信及び普及・啓発の充実